

総務環境委員会記録

1 日 時 令和7年6月30日(月曜日)
開 会 午前11時10分
閉 会 午前11時13分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人
委員長 金谷幸則
副委員長 村石篤
委 員 舎川智也
// 尾上一彦
// 松井桂将
// 村上和久
// 金厚有豊
// 高田重信
// 赤星ゆかり
// 柞山数男

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【選挙管理委員会事務局】

事務局長

森 俊彦

参事（事務局次長）

桜井 光王

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長

土方 智樹

議事調査課主任

北森 俊成

7 会議の概要

- 委員長 ただいまから総務環境委員会を開会いたします。
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、尾上委員、
松井委員を指名いたします。
当委員会に付託されました追加提出分の議案の審査
を行います。
議案第109号 富山市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。
- 選挙管理委員会 〔議案説明資料（追加提出分）により説明〕
事務局次長
- 委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
- 赤星委員 ちょっと確認させていただきたいのですが、投票時
間が午前7時から午後8時までとなっており、非常
に長い時間従事されるのですけれども、投票管理者
や投票立会人の休憩時間は、条例に定めがあるの
でしょうか。
- 選挙管理委員会 条例に定めはありませんけれども、労働基準法で、
事務局次長 労働時間が6時間を超え、8時間以下の場合
は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なく
とも1時間の休憩を与えなければならないと定め
られています。
御案内のとおり従事時間は午前6時30分から最
長で午後8時までになるものですから、私どもと
しましては、各投票管理者に対し、昼食時に1時
間、夕食時に1時間の計2時間と、ちょっと閑散
としているときには交代で15分以上の休憩を取
っていただくようお願いしています。
- 委員長 ほかにはないようですので、これをもって議案の質疑

を終結いたします。
これより、議案第１０９号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。
これより、議案第１０９号を採決いたします。
本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。
よって、本件は原案可決されました。
以上で、追加提出分の議案の審査を終了いたします。
これで、本日、当委員会に追加付託されました議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
これをもって、総務環境委員会を閉会いたします。

令和7年6月30日
総務環境委員会記録署名

委員長 金谷幸則

署名委員 尾上一彦

署名委員 松井桂将